



## Osaka Gakuin University Repository

Title	奉仕・冊封とウヂ名の成立 Services to the King, Cè-fèng' and the Formation of the Name of "Uji"
Author(s)	中田 興吉 (Kokichi Nakada)
Citation	大阪学院大学 人文自然論叢 (THE BULLETIN OF THE CULTURAL AND NATURAL SCIENCES IN OSAKA GAKUIN UNIVERSITY), 61-62 : 68-55
Issue Date	2011.03.31
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

# 奉仕・冊封とウチ名の成立

## はじめに

古代の日本には、「氏」<sup>①</sup>とウチと呼ばれる組織が機能していた。この「氏」の語源は生血<sup>②</sup>うみち、生筋<sup>③</sup>うみすじ、内<sup>④</sup>うち、出<sup>⑤</sup>いず、氏という漢字の朝鮮音に「う」と言う接頭語を加えたものなどが考えられているが、かつては血縁組織<sup>⑥</sup>社会組織とみられていた。しかし津田左右吉氏はこれを否定し、「大化以前の状態を示すものとしての氏族制度といふ称呼・それは、政治上の制度を指すものとし、朝廷の地位官職と土地民衆の領有とが家々の世襲であることをいふものとしなくてはならぬ」として、政治組織ととらえた。<sup>⑦</sup>直木孝次郎氏や関見氏も「氏」は畿内を本拠とし、直接朝廷を構成する上級豪族の組織であり、それ以外の下級豪族や地方の豪族、部民や公民は「氏」に入らないとし、政治組織ととらえた。<sup>⑧</sup>また平野邦雄氏は津田氏の政

治組織説を継承・発展させ、「氏」は国家権力とのかかわりのないところには存在しえない」ものであり、「国家支配の拡大とともに次第に周辺に及ぼされた」ものとし、<sup>⑨</sup>トモノミヤツコから開始されたことととらえた。<sup>⑩</sup>

このように「氏」は政治的組織であるとみるのが通説的見解となっているのであるが、「氏」及びその名の成立には王に対する「仕奉」<sup>⑪</sup>という関係の成立が前提となっているとされ、その成立年代については五世紀以降と言うことでは一致しているものの、諸説あり、六世紀前半とみる見解も提出されている状況にある。<sup>⑫</sup>また、「氏」の名については職掌によるとみるものと地名によるとみるものに大別され、この「氏」名にさらに身分標識であるカバネが与えられて氏姓制として確立されるが、このカバネの成立時期についても七世紀末になるとみる説も提出されているのが現状である。<sup>⑬</sup>

中 田 興 吉

本稿で問題としたいことは、この「氏」を弥生時代における墳丘墓の築造から展開されたとされる奉仕にさかのぼって見た場合、どのよう位置づけることができるかである。五世紀に確認される「トモ」制は、原初的にはアジアの共同体内部における首長への奉仕役に由来すると鎌田元一氏は推測しているが、このことと「氏」は関係しないのであろうか。論者の多くは氏姓制の誕生前後のことに焦点をあてて論じているが、それでは限定された視点からとらえているにすぎないと言わなければならないのではないか。

また「氏」の成立の契機は何か、またその「氏」の名はいかにして決められたのか、と言うことも問題である。先に政治的な組織であるとの見解が通説的地位を占めていることをみたが、しかし志田諄一氏が「氏」は最高の特権的な地位を有する血縁団体から成立したとみていることが注意される<sup>(13)</sup>。したがって、この成立の契機も検討の余地があると考ええる。更に「氏」の名は職掌による、地名による、いずれの場合であっても「仕奉」と結びつけて論じられているが、職掌と地名による「氏」の名の差はいずれからきているのであろうか。熊谷公男氏は奉仕の積み重ねがウチ名として守るべきものとして受け継がれるとするが<sup>(14)</sup>、しかしこれを「氏」の名の発生当初にもあてはめることは可能なのであろうか。そもそもいかなる「氏」名を名乗るかという問題があり、それを誰が決定するかについても王権なのか、豪族なのか、と言う問題が残されているように考える。

以下、これらの問題について考えることとしたいが、氏姓制度との

混乱を防ぐために、本稿では氏姓制度における狭義の氏に相当する部分についてはウチ名とすることとし、またこれに続く個人識別部分は個人名と表記することとする。

### 一 初期の奉仕と王権

巨大な前方後円墳が出現するころ、奈良盆地東南部に位置する纏向地方からは各地で生産された土器が出土する<sup>(15)</sup>。そのことから、纏向地方における初期の前方後円墳の築造に各地の人びとが参加していたことが推測されている<sup>(16)</sup>。その人びとは各地の首長を通して奉仕していたと推測されるが、それはこれに先立つ墳丘墓築造への奉仕の延長にあるものであるからであり、それは原初的なトモと位置づけられよう<sup>(18)</sup>。これに関して注目されるのは倭の女王として倭国を統治した卑弥呼が、

『魏志』倭人伝や『後漢書』東夷伝によれば、千人の婢にかしずかれていたことである。この千人の婢の資養などを考えるならば、何らかの奉仕が倭国の各地からなされたものと考えるのが妥当であり、倭の女王卑弥呼への奉仕が開始されていたことが想定される。

この卑弥呼への奉仕は、各地の首長がその配下の人びとを指揮してなされたと考えられるが、この各地の首長が何と呼ばれていたかである。『魏志』倭人伝には「狗奴国男王卑弥呼」以外は官名が登場するのみで不明である。しかし注目されることは、『日本書紀』に登場する人物については、その尊称が早く登場する人物ほど統一されてい

ないことである。<sup>19)</sup>これらの人物は、各地の有力者または天皇の側近として登場するが、前者はかつてはその統率している地域への王権の介入を拒否し、独自性を保持していた首長<sup>20)</sup>、ないしはその後継者と考えられる。彼らは王権との交流にあたって、その統率している地域で使っている称をそのまま使用したと考えられ、このために尊称を統一できなかったのではないか。

しかし、彼らは次第に王権と交流を重ねた結果、その統率している地域へ王権の介入を許すこととなる。その理由であるが、王権が統括する交易システムに依存せざるを得ない状況におかれたためである。すでに説かれているように、前方後円墳の広範な広がり、倭王権の交易システムが機能する一方、それに依存することにより、自らの権威をその地においてより發揮できるようになった地方の首長のあり方を反映したものであった。<sup>21)</sup>すなわち王権が統括する交易システムに加入したとき、必要な物資はその交易システムに参加することで容易に入手でき、そのことはまた首長の権威を高めることにつながったために、交易システムから離れることはできず、結果として王権の影響下におかれることを受容せざるを得なかったのである。かくして王権に各地の首長が捕捉されていったのであるが、かつては王権の介入を排除できていたのに、それを受容することは、地方の首長にとってその統治権が一步後退したことを意味する。そしてそれは王権からの使者派遣などにより、より促進されたものと推定される。

かくしてその統率している地域へ王権の介入を許し、王権に従属し、

王権への奉仕を開始することとなるのであるが、ここに尊称が統一されることとなる。すなわち王権に捕捉された首長には、それまで地域で使用してきた尊称にかわって王権から統一された尊称を与えられることとなるのであり、まず用いられたのは、ヒコである。<sup>22)</sup>

ヒコはもとヒメとともに統治責任者であること、すなわち職務を意味するものであった。<sup>23)</sup>しかしその統括する交易システムを通して王権がその権力を拡充するにともない、王の統治組織は複雑化し、そのためにヒコでもって職務を指すことに限界が生じることとなる。そこでヒコは職務を意味することから解放され、尊称として機能し、個人名に続けてヒコが付されることとなり、更に名前の一部と化していくのである。各地の首長はかつて、先にふれたように独自の尊称を称していたのであるが、王権により、その尊称はしだいにこのヒコに統一されていったのである。そのヒコを称することを受容した首長は、それまで統率していた地域を引き続き統率し、その地域からの奉仕を一括して請け負うのである。

しかし王権の強化、拡大にともない、多くの首長達を一様にヒコとするのみでは不便が生じることとなる。そこで役割に応じて、王権に近侍している首長にはヒコに代わる尊称としてスクネを与え、地方の首長にはワケを与えたのである。この時、王も自らワケと称し、地方の首長と倭国の統治を分け合う形をとったのであった。<sup>24)</sup>ワケとされた地方首長は、以前のヒコと同じく、その地を統率し、その地からの奉仕を一括して請け負うのであった。<sup>25)</sup>そのワケと個人名との関係である

が、統治を分け合う関係上、王や王族はホムタワケ（応神）やイザホワケ（履中）、オシノワケ（景行皇子）などのように個人名に続けてワケを付し、地方の首長も同様にアラタワケ・カムナキワケ（ともに上毛野君祖、『日本書紀』応神一五年八月条）、イナハヤワケ（下道臣始祖、『日本書紀』応神二二年九月条）などのように個人名に続けてワケを付し、それでもって個人を識別したのである。<sup>(26)</sup>

ところでワケを称する（付された）首長は、形の上では王と共同統治の形をとりながらも、王に対して強制をとまなわない自発的な奉仕<sup>(27)</sup> Ⅱ 貢納を請け負うのであるが、それは、ある意味、王権にとって効率的であった。それは王権が必要とするものをワケを称する首長に要求するならば、王権が直接手をかけなくても、あとはワケを称する首長がその統轄する地域の中小首長に命じて王権の求めるものを揃え、王権に自発的に貢納するからであった。ただ問題は、王権が調達できる物資の種類や量には限りがあったと言ふことである。各地から広く薄く物資などの貢納を求めることができるものの、ワケを称する首長が積極的に奉仕にいそしむでもない限り、その種類や量には限りが生じ、王権はそれで満足しなげなかつたのである。王権が直接各地を支配していない以上、各地を統率している首長にその支配を委ねなければならなかつたためである。より多くの物資を調達するには、王権が首長の支配する内部に立ち入り、直接、中小の首長などに要求する必要があつたが、それだけの行政機構が構築されておらず、また王権自身がそれほど強力でなかつたため、それは無理なことであつた。

## 二 奉仕のあり方とその記録

このように各地の首長が王権に捕捉され、首長はその統率する地域の奉仕を一括して請け負つたと考えられるのであるが、その奉仕は記録される必要がある。<sup>(28)</sup> 具体的に奉仕の記録が必要とされた事情をみてみよう。たとえば王陵としての前方後円墳築造の場合、それへの労働力の提供が奉仕の主なものであつた。この時、自発的な奉仕によって労働力が提供されたのか、それとも王権の強い要請にもとづいて労働力が提供されたのか、いずれの場合であつても、王権にとって満足できる「奉仕」であつたか否かを記録する必要が生じるのである。すなわち王陵築造においては、埴輪生産<sup>(29)</sup>などの特殊な分野を除いてほぼ類似した内容の労働の提供が求められたと考えられる。その労働力の提供は必然、王権の求める量の労働力が提供されたか否かを基準として記録されるのである。なお、この労働力の提供に平行して物の貢納が象徴的であるにせよ、おこなわれていた場合<sup>(30)</sup>、それも記録する必要が生じる。各地の特産物が貢納されるのであるが、その貢納が象徴的な量であつても、その貢納が王権に対する服従<sup>(31)</sup>ないし連合を意味した以上、貢納をすませたか否かは重要な問題であつたはずである。ここに労働の奉仕の場合と同様に、どの組織が貢納し、どの組織が貢納しなかつたかを識別する必要が生じることとなるのである。一步譲つて、年に一度の集会などの場において貢納物を差し出すとしても、その集

会にどの首長が参加し、誰が欠席したかが問題となる。したがってここに何らかの記録がなされていたと考えられるのである。

以上のように、奉仕をしたか否かを知るために首長の統轄する組織名を中心に記録がされたと考えるが、組織名に首長個人の名と併記することでより正確に記録することができた。しかしこの組織名を中心とした記録は、その組織名の申告が奉仕者である首長に任ざれている以上、多少の問題点を含んでいた。地名の整理ができていないことにもよるが、大首長に反発する中小の首長が独立する形で独自に奉仕を開始すると、それをいかなる組織名としたらいいのか、と言うことによる。すなわちワケなどとされた大首長のもとには複数の中小の首長が属していたはずであるが、その中小の首長が王権と直接結びついたとき、それをどのような組織名とするかである。大首長が地域を代表する唯一の存在であった時代には、王権は同盟者であるとともに、その地を統轄していた大首長を通してのみ地方と接していたからである。しかし時とともに大首長に反発する中小の首長も出現し、直接王権に奉仕を開始するようになる。それに対する組織名が必要とされるが、大首長の統轄している組織名との関係が問題となるのである。同盟者である大首長にその統轄している地域を一括した奉仕を求め、大首長がそれに応じている段階にあつては、王権は直接、中小の首長と接する機会がなく、彼らを捕捉しようにも、できなかつたとも言えよう。もし同盟者である大首長の意向に逆らつて、直接その下の中小の首長と結びつこうとするなら、それは大首長の離反を招く場合もあると覚

悟しなければならぬことであつた。しかしその離反した首長を直接屈服させるだけの力も持ち合わせていなかったため、彼らが統率下においでいる中小の首長達と直接、結びつくことはできなかったのである。

この問題を解決したとき、一部の中小首長が王権に捕捉されていくこととなるが、大首長に対する中小首長の反発例として『日本書紀』雄略七年八月条にみえる吉備弓削部虚空の例をあげることができよう。「官者」として雄略に仕えていた吉備弓削部虚空は急用ができてか家に帰つたものの、吉備下道臣前津屋に留め使われ、「京都」に帰ることが聴されなかつた。そこで雄略が人を遣わして呼び戻したのであるが、虚空は前津屋が雄略より「上位」にあらうとしていたことを告げる。この告言の結果、前津屋は征討されることとなるのであるが、前津屋が虚空を駆使できる立場にあつたことからすると、中小首長による大首長への反発が雄略への告言となつたことを示すものである。

中小首長による大首長への反発理由であるが、注意されることは王権を頂点とした交易システムの拡大は、一方でその交易路上の中小首長に大首長からの自立を促すこととなることである。直接王権を頂点とする交易システムに参加し、そのことを通して王権と直接交渉し始めた中小の首長の中には、必要物の入手にあつて大首長に依存する必要を感じなくなり、王権に直接従属し、奉仕を申し出る者も出現したのである。すなわち、首長が参加した王権を頂点とした倭国規模の交易システムはしだいに中小の首長をも魅惑し、交易路に接していた

とか、首長に命じられて奉仕の一環として王権のもとに赴いたことにより、首長を介さない交易システムをひそかに構築したのである。この方が中小首長の交易に便があつたためであるが、もちろんこのように勝手に王を頂点とした倭国規模の交易システムに中小の首長が参加することは禁じられていたであろう。しかしこの方が確実に必要物を入手できる以上、中小首長にとってそれは当然の成り行きであつた。

一方、大首長にすると、それまで統率してきた中小の首長が王権と直接結び、王権に直接奉仕することは、王権が彼ら大首長の在地支配体制に介入することを意味する。以前はそのようなことは拒否できていたのであるが、しかし交易の発展はその拒否の継続をむずかしくしていったのである。すなわち大首長も王権を中心とする交易システムの一員である以上、王権と結ぼうとしている一部の離反した中小首長のことで王権と対峙することは、大首長がこれまで参加してきた交易システムに持続的に参加し続けることを危うくするものであり、益はない。そこでやむなく中小首長の行動を黙認することとなるのである。もちろんこれには王権の強化も関係する。中国南朝へ遣使したことによる倭国王冊封と、府官制の導入、さらには五世紀中葉に出現したU字型の鉄製品の配布などは王権の強化を促すものであつた。これが大王号の使用につながりもするのであるが、王権に逆らうことが危険であるとの認識を大首長に懐かせたのではないか。

かくして中小の首長は、次第に王権と直接的に結びつくようになっていく。その結果、中小の首長は次第に政権に捕捉されていくことと

なつたのであるが、そのことは一方で、彼らの奉仕をいかに記録するかという課題を王権に突きつけることとなつたのである。

### 三 ウヂ名と地名・職掌

奉仕内容に注目するならば、その中小首長にかつて大首長にしていたように広く薄く物資を提供させることはできない。大首長は広い範囲を統轄しているので、対応できる産物が多いものの、中小首長の統轄している域内では産物に限りがあるからで、勢い、特定の産物に限って貢納することとなる。かくして特定産物を貢納する中小の首長が誕生することとなる。いわば一つのことに限って奉仕する部分奉仕が開始されるのであるが、大首長の支配下からも、その特定産物の貢納はなされる。その産物に王権が特別の執心を示す場合、大首長はその産物を産出する地域を統轄している特定の中小の首長にその貢納を委ねることとなる。かくして王権と直接結んだ中小首長、大首長から特定の産物貢納を求められたその配下の中小首長は、部分奉仕を開始することとなるのである。

ここに、地域を代表して各種の奉仕を一括しておこなう大首長と、その大首長の支配から脱し、特定の部分奉仕をおこなう中小首長に分化することとなるのである。各種の奉仕をおこなう大首長は地名にもとづく称を用いたことは先にふれたが、部分奉仕をおこなう中小首長は、首長と重ならない地名で呼びうる場合にはその申告にもとづいて

地名にもとづく称を用いた可能性はある。しかし地名で呼ぶと一括奉仕をおこなう首長と区別がつかなくなるため、その特定の奉仕内容を中心に称されることとなるのではないか。すなわち奉仕に対する記録とすることからして、その奉仕内容により整理され、ワケのようにある地域を一括統治し、そのことにより一括して複数のことを奉仕する大首長には、申告にもとづいて地名を中心とした称をそのまま認め、一つのことを奉仕する首長にはその奉仕内容を中心とした称を与え、それにもとづいた記録がなされることとなったと考えられるのである。<sup>(40)</sup>ここに地名にもとづく称と、奉仕内容にちなんだ称が成立することとなる。<sup>(41)</sup>地名にもとづく称は、奉仕の記録整理のために案出された経緯があるため、そこで複数の奉仕を引き継ぐ特定の勢力に与えられ、一つのことを中心に奉仕していた者にはその奉仕内容による称が与えられる。しかし後者でも、その勢力拡大、もしくは何らかの事情にともない、複数の奉仕をおこなう場合もある。しかし、当初の間おこなっていた一つの奉仕にともなう称で呼ばれたのではないか。では当初から複数のことを奉仕する中小首長が存在した場合はどうなるのであろうか。この場合、その比重も関係しよう。わずかに他の奉仕を行う場合は、単独奉仕に準じたであろう。しかし、ほぼ同じ比重の奉仕をおこなっている場合、職掌をもって呼称するには無理が生じる。地名もしくは首長の申告した称にもとづいたのではないか。<sup>(42)</sup>すなわち、今まで単位として扱ってきた社会組織をその奉仕内容にもとづいて政治的に整理し、それにもとづいた称が各社会組織に与えられ

るのである。その代表者はその社会組織の称をそのまま引き継ぐのである。これに対して首長から自立してきた中小の首長には、その奉仕内容にもとづいた称を王権が認め、それが受け継がれることとなるのである。<sup>(43)</sup>社会組織が分裂した結果を反映したものであり、新たに独立した組織は従来の組織名を名乗ることはできず、かといって新たにその居処による地名を名乗れば、従来おこなわれてきた各社会組織の整理と重なるためである。

その奉仕内容による称がいつから開始されるかであるが、今、参考までにその個別の奉仕の内容にちなんだ氏族の動向を『日本書紀』から拾うと次のようになる。仁徳朝にも関係記事がみえるが、履中五年九月に「河内飼部」が履中の「淡路行幸」に従うとみえ、また允恭四二年一一月に「倭飼部」がみえることから、五世紀中頃には個別奉仕にちなむ称が与えられていたと考えられるのではないか。

表 仁徳朝から雄略朝にかけての個別奉仕と「氏族」

年月 <sup>注1</sup>	記事 <sup>注2</sup>
仁徳 一二年 八月	盾人宿祢
一三年 九月	茨田屯倉に春米部
四三年 九月	依網屯倉の阿弭古、異鳥を献上、鷹甘部を定む
履中 五年 九月	河内飼部が履中の淡路行幸に従う
五年一〇月	車持部、充神者



允恭	六年 正月	蔵職を置き、蔵部を定める
雄略	四二年一月	倭飼部
	二年一〇月	虞人に命じて狩獵、膳夫、穴人部の設置、厨人、漢手人部・衣縫部・穴人部の献上
	七年是歳	新羅人を典馬とする
	八年 二月	筑紫水間君が贖罪のため養鳥人の献上
	一〇年 九月	筑紫水間君献上の養鳥人を軽村などに安置
	一〇年一〇月	鳥官の禽が狗に喰われる、鳥官を鳥養部とする
	一一年一〇月	木工韋那部
	一三年 九月	漢衣縫部の設置
	一四年 四月	土師連の祖吾筭の進めた民部を贅土師部とする
	一七年 三月	菟代宿祢の所有てる猪名(使)部を奪い物部目連に賜う
	一八年 八月	

注1 記事を単位としたため、同年同月のことでも異なる記事として扱われているものについてはそれぞれ独立させている。

2 単に〇〇部などあるのは、肩書きとしての登場、ないしはそれに準じたものである。なお、人制・部制以外の組織であっても参考までに収めた。また、雄略一二年一〇月条に「一本云」として「猪名部」が見えるが、「誤」と注されているので省いた。

以上のように、奉仕を記録、整理するためにウチ名の原型が形成されつつあったのである。それは政治的要請にもとづいたものである。このことは政治的要請にもとづいてウチ名が成立することを暗に示すものであり、志田諱一氏が「氏」は最高の特権的な地位を有する血縁(4)団体から成立したとみていることに通じる。

#### 四 ウチ名の成立時期と冊封

奉仕を記録するにあたって用いられた称は記録の必要からのものであり、ウチ名そのものとして位置づけられていたとは言い難い。それは社会組織を中心として記録がなされたことによる。奉仕の記録は、どの社会組織、ひいてはそれから発展した政治勢力がどのように奉仕したかを整理できればよいからであり、大首長、さらにはその配下にあつて特定の貢納を担う中小首長、また大首長から独立した中小の首長を識別できれば、目的は達成されたのである。その意味では地名や職号は冠されても、その奉仕をおこなう社会組織全体を識別し、「記録」するためのものであり、その社会組織内部には浸透しないのである。その代表者は社会組織名を冠して呼ばれるだけのことであり、ウチ名にまでは到達していなかったのである。

ではそのウチ名の成立するのはいつのことなのであるか。このように考えて注意されるのは稲荷山古墳出土の鉄剣にウチ名がみえないことである。すなわち鉄剣には辛亥年(四七八年)の銘が刻されているが、それには

意富比埵(1) — 多加利足尼(2) — 弓已加利獲居(3) — 多加披次獲居(4) — 多沙鬼獲居(5) — 半弓比(6) — 加差披余(7) — 乎獲居巨(8)

と、意富比埵以下八代にわたる系譜が記されているものの、ウチ名にあたるものがみえないのである。これによるならばウチ名ははまだ成

立していないこととなるが、この点、志田諱一氏は同じ一族内のことであるから、鉄劍には一族の名が記されなかったととらえ、<sup>(46)</sup>前之園亮一氏は鉄劍の一族は阿倍氏につながる一族とみた上で、鉄劍銘は阿倍氏の軍事的奉仕といった一側面を主張したものであり、食膳奉仕を意味する「饗」に因む阿倍という「氏」の本来の名とは直接結びつかないので特に明記しなかったととらえているが、<sup>(47)</sup>稜然としない。平野邦雄氏はトモノミヤツコから始まり、周囲にウヂ名が広まっていたと考えているが、これが正しいとすると、そのトモノミヤツコにあたるものは一部展開されていることからして、「杖刀人」の「首」として「奉事」してきたと言っている一族にウヂ名が与えられていなかったこととなり、矛盾する。その意味では外部からは地名≡社会組織を冠されて呼ばれていたとしても、その社会組織内部に示す限りにおいては、称するものを持たなかったことを反映したものとと言えるのではないか。同じ社会組織内であれば、個人名その他に称するものを持っていなかったのである。

ではウヂ名の成立は具体的にいつのことになるのであろうか。このように考えて注目されるのは、倭の五王の一人である珍が宋皇帝に対して「倭隋等十三人」に平西將軍以下の除爵、<sup>(48)</sup>済が「二十三人」に対して軍郡以下の除爵を願ひ出て、<sup>(49)</sup>聴されたと『宋書』倭国伝が記していることである。「倭隋」が「倭」姓に通じることにも注意されるが、坂元義種氏が百済は国内の有力者をまず独自に除正し、さらに宋にその追認を迫ったと考えていることが注意される。<sup>(50)</sup>これと同様のことが

倭国でも展開されていたと考える。すなわち、宋への遣使とその結果として受けた冊封を通じて、冊封することの意味を知り、それを倭国王として国内に適用していったのであり、地方の有力首長にも政治的な要請にもとづいて官爵を与えることとしたのである。ここで注意されることは、冊封してもらうには姓名が必要であったことである。

前之園亮一氏は『宋書』・『南齊書』の分析から、百済は冊封にあたり姓名を使用した<sup>(51)</sup>が、この百済は日本の姓名使用をまねたものであり、日本の最上層部の豪族はウヂ名を持っていたのであり、その経緯について珍や済の意を受けた中国人府官が中国姓に似せた一字の姓で將軍号除正要求上表文を作成したとする。<sup>(52)</sup>百済が日本をまねたと言うことについては、百済が倭国に先駆けて冊封されていることからして従いがたいが、冊封にあたり、姓すなわちウヂ名の使用が開始されたとの視点は首肯できる。

この時、何にもとづいてウヂ名を決定したかである。先にみたようにどの社会組織がどのような奉仕をおこなったかを記録していたのであるが、この時、奉仕する首長に冠されていた地名などが、そのままウヂ名として利用されたのであろう。遣使にともなう冊封が、未完の状態にあったウヂ名の問題に決着をつけたのである。そしてこれとともない、職号を有していた者にはその職号にちなむウヂ名が順次、与えられていったのである。<sup>(53)</sup>社会組織そのものではなく、それから切り離した個人に社会組織にちなむウヂ名が与えられたのである。その意味では政治的要請によると言えるが、かつての社会組織の称がそのま

ま使用されたのは、いままです奉仕の記録として使用されてきたこと、それから分離すると不便が生じること、奉仕自体、社会組織が単位となっておこなうにせよ、その先頭に立つのは首長個人であったことによる。加えて、先述したように社会組織が分裂した場合や当初は社会組織にもとづいて識別されていた地方のウケが代を重ねた場合、個々を識別する必要が生じたことによる。

このようにウヂ名成立の転機となったのは冊封であるが、では、これに先だつてウヂ名が成立していたと考えることはできるであろうか。これについては、王権が捕捉した社会組織を、その奉仕の記録という必要性から、社会組織単位に称を与え、また、その代表者にもその社会組織を冠した称を与えて識別していたと考えられることから、その意味では存在していたと言えよう。その起源は古く、その新段階のものはウケやスクネを付された名前となろう。しかし、これはウヂ名そのものではない。ウケは個人の名前の一部となっており、個人名との分化は進んでいないことからもうかがわれよう。その意味では個人名と完全に切り離された称が必要であり、それはやはり冊封を待つ必要があったのである。

この点、黛弘道氏が人名表記に「○○祖」とする段階はウヂ名が未成立であるが、允恭朝からはその記載が少なくなること、また、その允恭朝の盟神探湯記事とを結びつけて、ウヂ名は允恭朝に皇別・神別氏族から始まり、次いで雄略朝から諸蕃にへ広がったし、さらに、皇別に属する坂本臣のウヂ名の成立は『書紀』安康元年二月条に「坂本

臣祖根使主」とあることから、雄略朝以降のことであり、氏によっては遅れる場合があつたとしている。<sup>53</sup>この「○○祖」とする段階はウヂ名が未成立とする考えは首肯でき、その意味では允恭朝、すなわち済による「二十三人」に対する「軍郡」任命、さらにはそれに先だつ珍

ところ注意しておきたいことは黛氏がウヂによつてはウヂ名の成立が遅れる場合があつたとしていふことである。ウヂによつては、時間差があつたのである。この時間差が先の稲荷山古墳出土の鉄剣にも作用したのであり、「杖刀人」の「首」として「奉事」してきた人物でありながら、国内において「冊封」された者よりもその身分が低いために、ウヂ名の授与が遅れたのである。<sup>54</sup>このことと組織内部に示すことが相俟つてウヂ名は記されなかつたのである。

### 結びにかえて

王権に対する奉仕を記録する必要から、早くから奉仕をおこなう組織に対して名称が与えられてきたのであるが、ウヂ名の完全な成立は、五世紀中葉ないしそれ以前における中国への使者派遣にもなう冊封要請をうけてのことである。この時、複数のことを奉仕する者には地名、一つのことを中心に奉仕するものにはその奉仕の内容にちなんだ名が与えられたものと解される。王権が奉仕の記録をとらざるを得ない以上、奉仕を担う組織に名称を与えることは当然のことであり、そ

これは中国王朝よりの冊封と接したことにより、促進されたのであった。ところで冒頭において志田諱一氏が「氏」は最高の特権的な地位を有する血縁団体から成立したとみていることを紹介した。確かにウヂ名そのものは倭の五王の遣使とそれにもなう冊封において姓が必要とされたことにともなう、特権的な地位を有する血縁団体であるウヂから開始された。しかしそれは以前からあった奉仕を担ってきた社会組織の名称を発展させたもので、その一部に対して順次、ウヂ名を確立させていったものであることに注意しなければならないのではないか。

このように、王権へ奉仕した組織は社会的なものから出発したのであるが、奉仕の記録が必要とされ、その結果、政治的な要素が持ち込まれることとなる。社会組織から出発した奉仕組織の中心を占めたウヂは政治的な要素の強いものとなったのである。そしてカバネ制度が機能し、ウヂと結びつけられたとき、それはより政治的な組織へと移行したのである。この点を確認して小稿を終えることとしたい。

註

- (1) 阿部武彦『氏姓』(至文堂、一九六〇年)第二章。
- (2) この点については、平野邦雄氏(『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、一九六九年、一〇一―一二ページ)や前之園亮一氏(『ウヂとカバネ』大林太良編『日本の古代』II『ウヂとイエ』、中央公論社、一九八七年)が詳述している。
- (3) 津田左右吉『日本上代史の研究』(岩波書店、一九四七年)二七三―二七四ページ。

(4) 直木孝次郎「ウヂ」の構造について(『古代史講座』6、学生社、一九六二年)、関晃「古代日本の身分と階級」(『古代史講座』7、学生社、一九六一年)。

(5) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』(前掲)四ページ。

(6) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』(前掲)一六―三三ページ。

(7) 吉村武彦氏は「仕奉と貢納」(『日本の社会史』4、岩波書店、一九八六年)において、官人ばかりか、百姓までが「捧げ持つ」意識を持っていたとし、また大隅清陽氏は「律令官人制と君臣関係」(『日本史研究』四〇三、一九九六年)において「仕奉」とは単なる「捧げ持つ」意識を持った奉仕行為をさすにとどまらず、それが祖先の奉仕の具体的内容に裏打ちされた概念であるとする。

(8) 吉村武彦氏はウヂの成立には王に対する仕奉という関係の成立が前提となっていたとし、「仕奉と貢納」(前掲)、須原祥二氏は職掌による姓、地名による姓はいずれであっても「仕奉」と結びつけていたとみている(『仕奉』と姓)笹山晴生編『日本律令制の構造』、吉川弘文館、二〇〇三年)。また大隅清陽氏もこの仕奉を王宮に日常的に出仕する形態のもの(トモ制によるトモの奉仕)と後の官僚制的な勤務形態に適合的な「宮仕え」の源流のもの二つに分け、後者は特定の職務にもとづいて中小氏族群を統率し、大王に「仕奉」していたとする(『律令官人制と君臣関係』前掲)。

(9) 太田亮氏は応神朝頃まで姓はないとしつつも、しかし人名に地名や部名を冠して呼ぶ習慣があり、応神以前にも氏の実態があったとみる(『全訂 日本上代社会組織の研究』邦光書房、一九五五年、第四編)。これに対して阿部武彦氏は五世紀とし(『氏姓』前掲、第二章)、志田諱一氏は五世紀半ばころ(『古代氏族の性格と伝承』雄山閣、一九八五年、第一章)、前之園亮一氏は雄略天皇代を少しさかのぼる五世紀後半ころ(『ウヂとカバネ』前掲)、平野邦雄氏は五世紀末(『日本古代における「氏」の成立とその構造』『古代学』二二―一、一九六五年・『大化前代社会組織の研究』前掲、第一篇第二章)、吉村武彦氏は

- 五世紀末から六世紀前半（六世紀における氏・姓制の研究）『明治大  
学人文科学研究所紀要』三九、一九九六年）、熊谷公男氏は六世紀前  
半（継体・欽明朝）（『大王から天皇へ』講談社『日本の歴史』〇三、  
二〇〇一年）とみている。
- (10) 山尾幸久『カバネの成立と天皇』（吉川弘文館、一九九八年）。
- (11) 前方後円墳の築造以前にも墳丘墓が築造されていることについては、  
近藤義郎氏が『前方後円墳の時代』（岩波書店、一九八三年）第六章  
において、詳細に述べている。
- (12) 鎌田元一「王権と部民制」（歴史学研究会、日本史研究会編『講座  
日本歴史 1 原始・古代 1』東京大学出版会、一九八四年）。
- (13) 志田諄一「氏について」（『歴史公論』六一九、一九八〇年）。
- (14) 前之園亮一「ウヂとカバネ」（前掲）、須原祥二「仕奉」と姓」（前  
掲）。
- (15) 熊谷公男「祖の名」とウヂの構造」（関見先生古希記念会編『律令  
国家の構造』吉川弘文館、一九八九年）。
- (16) 寺沢薫「纏向遺跡の出現」（檀原考古学研究所附属博物館編『三世  
紀の九州と近畿』河出書房新社、一九八六年）。
- (17) この点、広瀬和雄『前方後円墳国家』（角川書店、二〇〇三年）参  
照。
- (18) 鎌田元一「王権と部民制」（前掲）。
- (19) その一端は、人名に続けて記される尊称に種々あることからうかが  
うことができる。太田亮氏はヒコ・キミの他にタケル、トベ、ハフリ  
などをあげている（『全訂 日本上代社会組織の研究』前掲、第一篇  
第一章）。
- (20) その一端は、弥生時代につくられた墳丘墓が地域性を帯びているこ  
とからうかがうことができる（近藤義郎『前方後円墳の時代』前掲、  
第六章）。
- (21) 近藤義郎『前方後円墳の時代』（前掲）第七章。広瀬和雄「古墳時  
代の社会構造」（『歴史評論』五一四、一九九三年）、「前方後円墳国  
家」（前掲）。
- (22) 以下のヒコ・ワケの性格については、拙稿「ヒコ・スクネ・ワケと  
王権」（『続日本紀研究』三七〇、二〇〇七年）を参照されたい。
- (23) 『魏志』倭人伝の対馬などの諸国におかれた大官「卑狗」はヒコか  
らきているとみる。
- (24) 統治を分け合うと言っても、全く対等ではなく、かつての首長が王  
の古墳築造に協力した伝統を受け継ぐ形で、そこに奉仕が求められた  
のである。なお、佐伯有清氏も「日本古代の別（和気）とその実態」  
（『日本古代の政治と社会』吉川弘文館、一九七〇年）において、ワケ  
は統治を分け合うことに由来すると説いている。
- (25) 王権は各地を直接統治するだけの権力を構築していなかった段階に  
おいては、通常の場合、各地の有力者＝首長と同盟し、各地方と結び  
つくこととなる。冒頭において前方後円墳築造にあたって各地の首長  
の王権に対する奉仕のあり方についてふれたが、その首長はその統率  
する地域からの奉仕を一括して請け負っていたのである。当地方の社  
会的組織、そして政治的組織の唯一の代表者であり、また王権が強力  
でなく、ために王権が彼ら首長を差し置いて足下の中小首長と結ぶこ  
とがなかったためである。したがって特定の分野に限って奉仕するの  
ではない。何か要請されれば、それがその地では入手できない特別の  
場合を除いて、その種類を問わず、王権に奉仕するのである。無論、  
その地では入手できない場合であっても、簡単に交易を通して入手で  
きる場合はその要請に応じたと考ええる。
- (26) なお、王により地方へ派遣された皇子の中には景行皇子稻背入彦皇  
子が播磨別、国乳別皇子が水沼別、豊戸別皇子が火国別（ともに『日  
本書紀』景行四年二月条）とされたように、地名にワケを付されてい  
る例が多い（水沼は筑後三瀨郡）。なお、子孫にワケが受け継がれて  
いくならば、地名を冠し続けることは不可能となり、個人名は地名か  
ら離れることとなり、それはウヂ名に受け継がれていくこととなるう。
- (27) 塩沢君夫氏は『古代専制国家の構造』（御茶の水書房、一九五八

- 年)一一七ページにおいて、アジア的生産様式の社会の下では「特殊な貢納制度のみが可能な支配形態となる」と説いている。
- (28) 文字の使用が始まっていない段階においても、それは記憶という形でなされる必要があったのである。周知のように『古事記』序文によれば、その編纂には稗田阿礼の「誦習」した「帝皇日継及先代旧辞」が大きな役割を果たしており、『日本書紀』仁徳即位前紀においても「倭屯田」の帰属争いに個人が「記憶」した内容により、決着がつけられているのである。したがって記憶によるものであったにせよ、首長の奉仕は記録されていたと考えられるのであり、文字の使用が開始されるにともない、記録は文字にその座を次第に譲っていくのである。
- (29) 『日本書紀』垂仁三二年七月条に土部と埴輪に関する説話が載せられているが、その意味では象徴的である。
- (30) すなわち剰余生産の開始を待つて物の貢納が開始されると考えるのが自然であるが、縄文時代における黒曜石などの原材料物資の流通(宇野隆夫「原始・古代の流通」田中琢・金関恕編『古代史の論点3 都市と工業と流通』小学館、一九九八年)、弥生時代における石包丁などの完成品の流通(近藤義郎「前方後円墳の時代」前掲、第三章)は、すでに分業が一部で開始されていることを示すものであり、このことからして、古墳時代には剰余生産物の貢納が象徴的な形であるにせよ、労働力の提供と平行して展開されていたものと考えられる。
- (31) 塩沢君夫「古代専制国家の構造」(前掲)一一七ページ。
- (32) 後世の国名にあたる地名なのか、その国の中の一地域の地名なのか、その把握は困難であったと想像される。
- (33) 王権膝下の有力者の打倒が允恭五年七月の葛城氏打倒になることについて注意する必要がある。なおこの事件のもつ意味については拙稿「大王と大后」(『日本歴史』七〇八、二〇〇七年)で述べた。
- (34) 『日本書紀』雄略七年八月条には、「取急婦」家とある。
- (35) その一例として先にみた「官者」吉備弓削部虚空の例を挙げることでできよう。『日本書紀』雄略七年八月条によれば、家に帰った「官者」虚空は吉備下道臣前津屋に留め使われているのであるが、このことは虚空は前津屋に命じられて王権に「官者」として出仕したことを示すのではないかと。
- (36) 府官は將軍府のことである(坂元義種「古代東アジアのハ大王Vについて」『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、一九七八年)。
- (37) 近藤義郎「前方後円墳の時代」(前掲)第一〇章。
- (38) 拙稿「ヒコ・スクネ・ワケと王権」(前掲)・「大王と大后」(前掲)。
- (39) またこの一方、王権の強化により、内廷が肥大化し、それに対する特定の奉仕、具体的には王権の執り行う宗教行事などへ奉仕⇨職務奉仕を求められる場合もある。この職務奉仕と平行して物資の貢納や労働奉仕も求められる場合もあろう、その場合、全般的な労働奉仕などと区別して奉仕内容にちなんだ識別法が持ち込まれることとなろう。
- (40) 先に首長は地域を一括して奉仕をし、これに抵抗して自立を求めた中小の首長はその統率範囲から特定の奉仕をおこなったと推定したが、首長は一括奉仕をするのであるから、その地名を冠して呼んだ方が、便利なのである。なお、津田左右吉氏が「土地の豪族が其の地名を氏の名として」いたとしている(『日本上代史の研究』前掲、一二九ページ)ことが注意される(なお津田氏は『日本上代史の研究』前掲、二六五ページにおいて「貴族に於いては氏の名は朝廷の官司たる部の名である」とし、その職務に由来するとも述べているが、それが成り立つのは分業が促進された段階以降のことであろう)。
- (41) 複数のことを奉仕する者に対して、どのように整理するかであるが、奉仕の中心に位置した首長の自称が優先されたであろう。一つのことを奉仕するならば、それにちなんだ称で呼ぶことも可能であろうが、そうでない場合は地名を中心としたのではないかと。
- (42) 熊谷公男氏はいくつもの奉仕の中から最も都合の良いものを選定し、いくつもの奉仕を同時におこなっていたとみている(「祖の名」とウヂの構造」前掲)。
- (43) そして代々その奉仕を繰り返すことにより、その精神が子孫に受け

- 継がれるのである。
- (44) 志田諄一「氏について」(前掲)。
- (45) なお、八代目の人物については、埼玉県教育委員会『埼玉稲荷山古墳辛亥銘鉄剣修理報告書』(埼玉県県政情報資料室、一九八二年)などには「乎獲居臣」とされている。しかし東野治之氏(七世紀以前の金石文)上原真人他『列島の古代史』六、岩波書店、二〇〇六年)や森公章氏(書評小林敏男著『日本古代国家の形成』、『歴史評論』六九九、二〇〇八年)は「乎獲居臣」と釈読すべきとする。『木簡字典』(佐野光一編、雄山閣出版、一九八五年)によれば、「臣」ならば「巨」字の中央を縦に貫く一線ないし二本の縦線が必要であり、「巨」ならばその中央を貫く縦線がないか、下三分の一にのみ縦線が記される。「臣」は『埼玉稲荷山古墳辛亥銘鉄剣修理報告書』によると下三分の一の縦線しか確認できず、そのような文字は先の『木簡字典』によれば「巨」であることが注意される。
- (46) 志田諄一「氏について」(前掲)。
- (47) 前之園亮一「ウヂとカバネ」(前掲)。
- (48) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』(前掲)一六〇―二三ページ。
- (49) 軍郡は將軍号と郡の太守号のことである(坂元義種『古代東アジアのハ大王Vについて』前掲・「倭の五王」『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲)。
- (50) 坂元義種『五世紀のハ百済大王Vとその王・侯』『古代東アジアの日本と朝鮮』前掲。
- (51) 前之園亮一「宋書南齊書・名代・猪膏から見た氏姓成立と盟神探湯」(『学習院史学』三八、二〇〇〇年)。なお、吉村武彦氏も「六世紀における氏・姓制の研究」(前掲)において、倭王は対宋交渉の必要上、国名を姓として使わざるを得なかった、と述べている。
- (52) このように考えられると埼玉稲荷山古墳出土の鉄剣の場合、いまだウヂ名が与えられていなかったと考えることもできるのであるが、しかし先にふれたように、「杖刀人」の「首」として「奉事」してきている

- 者にウヂ名が与えられていなかったとみることは不自然であろう。なお、順次与えられた姓の中に県主が含まれる可能性については別稿(ワケからクニノミヤツコヘ)を留意している。
- (53) 黛弘道「允恭天皇の盟神探湯」(『東アジアの古代文化』八八、一九九六年)・「允恭朝に関する考察」(『学習院大学文学部研究年報』四四、一九九八年)。
- (54) この稲荷山古墳については、鉄剣を出した埋葬施設の他にもう一つの埋葬施設が検出されているが、いずれも古墳中軸からずれているために、中心部には未発見の埋葬施設があり、それが古墳本来の被葬者であり、それと鉄剣の主との関係は親子であるものの、首長権は別の兄弟が継承しており、鉄剣の主は代々の系譜を受け継いでいると称することは無理で、首長権を受け継いだ兄弟(＝乎獲居臣)から、出仕した折の勲功により鉄剣を付与されたにすぎないとの説が出されている(坂本和俊「考古学からみた稲荷山古墳の出自」金井塚良一編『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』学生社、二〇〇一年)。この見解は古墳の被葬者の血縁関係のルール(田中良之『古墳時代親族構造の研究』柏書房、一九九五年)に則ったものであり、説得力があるが、しかし仮に鉄剣を乎獲居臣がつくり、それを兄弟に与えたとしても、乎獲居臣自身、「冊封」されるほどの有力者であったかは、近隣の毛野地方の豪族と比較した場合、疑問が残るのではないか。
- (55) 志田諄一「氏について」(前掲)。

(2010年11月15日受理)